

【理事・監事の報酬】(2019.6.6.会長決定)

役員	報酬	根拠
理事(下記を除き、会長、副会長を含む)・監事	なし	定款
専務理事・常務理事 (常勤理事を除く)	支給しない	社員総会決議
常勤理事	限度内で支給する	社員総会決議および内規

専務理事及び常務理事の報酬に関する決議

2018年6月6日社員総会

1 専務理事及び常務理事の報酬の総額

定款第26条2項に基づき、専務理事及び常務理事の報酬の総額は年度700万円を上限とする。

2 専務理事及び常務理事の報酬等の支給基準

定款第26条2項に基づき、専務理事及び常務理事の報酬等の支給基準をつぎのとおりに定める。ただし、報酬額は会長が定める。

記

専務理事及び常務理事の年額報酬は400万円以下とする。

以上

理事職務規程

2018.5.15 理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本工学アカデミー(以下「EAJ」という。)の理事の職務について定める。

(兼務)

第2条 EAJの理事は、利益相反が生じない限り、有給無給を問わず、他の団体又は法人等の機関の役職員を兼務することができる。

(専務理事及び常務理事の職務)

第3条 定款第22条第2項に基づき、専務理事及び常務理事が分担執行する職務については、次のとおりとする。

- ・ 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を掌理する。
- ・ 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、日常の業務を分担執行する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会が行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が、理事会の承認を得て、別に定める。

附則

この規程は、2018年6月6日から施行する。

以上

常勤理事の報酬及び費用に関する規程

2018.5.15 理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本工学アカデミー（以下「EAJ」という。）の定款第12条及び第26条第2項の規定に基づき、常勤理事の報酬及び費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ・ 常勤理事とは、専務理事及び常務理事のうち EAJ に常時勤務する者をいう。
- ・ 報酬とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分される。
- ・ 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分される。
- ・ 報酬等とは、報酬及び費用をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤理事の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- ・ 常勤理事の報酬は年額とし、定額で支払うことができる。
- ・ 常勤理事には、通勤手当を支給する。通勤手当の支給に関する詳細は、EAJ 職員を対象として別に定める公益社団法人日本工学アカデミー職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に準ずる。
- ・ 常勤理事の退職に当たっては、当該常勤理事の任期に応じて退職手当を支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 常勤理事の報酬額については、社員総会の決議にしたがい、会長が定める。

(費用)

第5条 常勤理事がその職務の執行に当たって負担した交通費、旅費等の費用については、別に定める公益財団法人日本工学アカデミー国内旅費規程及び公益財団法人日本工学アカデミー外国旅費規程を準用し、支給する。

(報酬等の支給日)

第7条 常勤理事の報酬は年間報酬額に基づき、月額をもって支給できるものとし、その場合は職員の支給定日に支払うものとする。

2 常勤理事報酬の月額は年間報酬額に基づき、会長が別に定める。

(報酬の支給方法)

第8条 報酬は本邦通貨をもって本人に支給する。ただし、本人が指定する本人名義の本邦金融機関の口座に振り込むことができる。

(日割計算)

第9条 新たに常勤理事になった者には、その日から報酬等を支給する。

- ・ 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- ・ 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬月額を支給する。
- ・ 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。ただし、計算結果に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てる。

(公表)

第10条 EAJ は、この規程を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則 1 この規程は、2018年6月6日から施行する。

以上